相 続 登 記 に 必 要 な 書 類

□ → お客様でご用意　○ → 当事務所でも手配可能な書類

				期間制限なし【市民課】
1．亡くなられた方［被相続人・被代襲者］				
（1）出生から死亡に至るまでの戸籍全部（注1）				
①死亡の記載ある現在の戸籍謄本（注2）	1通	□	○	
☆1通　４５０円				
②改製原戸籍の謄本	1通	□	○	
☆1通　７５０円　※ 現在の戸籍直前				
③除籍の謄本（出生に至るまで）（注3）	各1通	□	○	
☆1通　７５０円				
（2）住民票の除票の写し（注4）	1通	□	○	
☆1通２００円～３００円程度、自治体によって異なります。				
（3）その他（不在籍･不在住証明書、住居表示実施証明書）	＿＿通	□	（注5）	
2．相続人の方［配偶者・子・代襲相続人等］				
（1）現在戸籍の謄本（抄本も可）	各1通	□	○	
（2）マイナンバーの記載ない住民票の写し（注4）	各1通	□	○	
（3）印鑑証明書（遺産分割協議書に押印のもの）	各1通	□		
（4）その他（　　）	＿＿通	□		

（注1）家督相続、分家、転籍、養子縁組等でさらに除籍が必要な場合がありますので、戸籍係等の窓口で「**相続で必要ですから、出生から死亡まで全部下さい。**」と申し添えていただくと、その役所で取得できるものについては全部発行してもらえるので手間がかかりません。

（注2）被相続人の死亡や、転籍により「除籍」になっている場合もあります。

（注3）戸籍が焼失等の事由でつながらない場合、役所のその旨の証明書に加えて、**「相続人全員の申述書（印鑑証明書付）」**に署名・押印をお願いする場合があります。

（注4）証明事項については、戸籍事項が省略されていない**「省略なし、全部記載」**のものをご請求下さい。
住民票の除票は**「戸籍の附票の写し」**でも結構です。☆１通２００円～３００円程度
被相続人不動産の登記簿上の住所と、死亡時の住所が一致しない場合、一致するまでの住民票除票の写しや戸籍の附票が必要となる場合があります。その際、保存期間経過などのため入手できない場合、書類作成など手続が複雑になりますので当事務所にご相談下さい。

（注5）登記されている住所が除票や附票などと記載が一致しない場合にさらに取得が必要になります。

1．土地・建物の評価証明書又は登記用の評価通知書	各1通	□	○（注6）	本年度のみ有効（4/1～翌3/31）
☆１通３００円程度、評価通知書は無料ですが自治体によって取扱いが異なります。				【税務課】
2．その他（名寄帳、固定資産税通知書）	＿＿通	□	○	
（農家台帳　　）	＿＿通	□	○	【農業委員会】

（注6）名古屋市は評価証明書のみが発行され、事務所で取得するには委任状が必要になります。

1．土地・建物の登記事項証明書（登記簿謄本）	各1通	□	○	できる限り新しいもの
☆１通６００円　（注7）※窓口交付の場合				
2．その他（　　）	＿＿通	□	○	【法務局】

（注7）民事法務協会のインターネットによる登記情報で取得すると１件３３５円です。

1．遺産分割協議書（注8）	2通以上	□	○	⇒ 事務所で作成します。
2．特別受益証明書（事実ある場合に限る）	＿＿通	□	○	⇒ 同　上
3．その他（相続分譲渡証明書　　）	＿＿通	□	○	⇒ 同　上

（注8）未成年者が相続人の場合、法律上の特別な代理人を必要とされる場合があり、その選任を家庭裁判所に申し立てるのに１ヶ月ほどかかる場合があります。

なお御不明な点などがございましたら、下記まで御連絡下さい。

〒490-1222　愛知県あま市木田池成７６番地４５
司法書士パートナーズ事務所　司法書士 林　秋 彦　TEL (052) 747-9065